

令和3年 第9回 定例教育委員会 会議録

| | |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日 時 | 令和3年9月17日(金) 13時55分～16時05分 |
| 場 所 | 阪南市役所第3・4会議室 |
| 出席者 | <p>〈教育委員会〉</p> <p>教 育 長 橋 本 眞 一 教育長職務代理者 森 口 賢 二 委 員 八 田 三 紀 委 員 鎌 田 麻 美 子 委 員 辻 雅 之</p> <p>〈事務局(生涯学習部)職員〉</p> <p>部 長 伊 瀬 徹 生涯学習部理事 神 藤 直 樹 副理事兼教育総務課長 中 川 准 樹 副理事兼学校給食センター所長 河 野 貢 学校 教 育 課 長 丹 野 恒 副理事兼生涯学習推進室長 矢 島 建 中 央 公 民 館 長 伊 藤 典 明 副理事兼図書館長 加 藤 靖 子 教 育 総 務 課 参 事 吉 見 勝 吾 生涯学習推進室参事 中 出 篤 生涯学習推進室長代理 岡 田 一 図 書 館 長 代 理 井 上 真 理</p> |
| 事務局 | 教育総務課主査 中 山 直 子 |
| 書 記 | 教育総務課主査 中 山 直 子 |
| 傍 聴 者 | なし |

会議の要旨

(教育長)

令和3年第9回定例教育委員会を開会する。

本会議は、出席委員が定足数に達しており、有効に成立している。

署名委員に森口委員を指名する。

◆承認事項第1号「令和3年第8回定例教育委員会会議録について」(教育総務課)

(教育長)

承認事項第1号「令和3年第8回定例教育委員会会議録について」であるが、本会議録は、教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、委員会の承認が必要である。

意見、質問等はないか。

(教育長職務代理人)

いつも発言の要旨が丁寧にまとめられており、改めて感謝する。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全委員)

意見等なし。

(教育長)

承認事項第1号について、案のとおり承認されたものとする。

◆議決事項第1号「阪南市外国語指導助手任用規則の一部改正について」(学校教育課)

(教育長)

議決事項第1号「阪南市外国語指導助手任用規則の一部改正について」学校教育課の説明を求める。

(学校教育課長)

本市では令和2年度からJETプログラムを活用した外国語指導助手(ALT)8名の任用を予定していた。昨春以降の新型コロナウイルス感染症拡大により何度も延期を余儀なくされてきたが、そのうちの7名が12月中旬までに順次来日することになった。来日後、厚生労働省の水際対策による東京近辺での2週間の待機期間中は自治体国際化協会クリアによるオリエンテーションや、学校教育課の担当によるウェブ会議システムを用いた研修を行い、その後阪南市に来て生活の基盤を整え、来日から約1か月後には学校へ配属される。任用期間が個々に異なるため、ALTに対しては具体的な任用期間を「任用内定通知」により通知するが、これまで具体的な期間を明記していた規則を改正し、全員に適用できるものとする。また、あっせん元の任用マニュアルに夏季休暇が追加されたため、新

たにその一文を追加する規則改正を併せて行う。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(教育長職務代理人)

いずれのALTも年度途中からの任用となるが、1年間かけて行うはずだった授業のコマ数を、数か月に圧縮して行うことは可能なのか。

(学校教育課長)

平成31年度までは委託事業として実施していたため、授業時数に応じて派遣料を支払っていたが、今回からALTは市の会計年度任用職員となるため、基本的には毎日いずれかの学校で勤務する。ALT配属後に外国語の授業を急に増やすというのは他教科の授業時数を圧迫することになるので考えにくいですが、あらゆる教育活動の場で英語を絡めて行うことができるようになる。一番早い9月26日に来日する方は、11月には学校に配属できるものと考えている。

任用予定の方々とは常時Zoom等でやり取りをしており、それぞれの日本語能力に応じて配属校を小学校にするのか、中学校にするのか検討しているところである。

(教育長職務代理人)

規則第12条に年次有給休暇についての記載があるが、年度途中の任用であっても10日間は付与されるのか。

(学校教育課長)

規則第12条にあるとおり、任用の始期にかかわらず1年度につき10日間の年次有給休暇が付与される。

(教育長職務代理人)

年度途中で学校に入ると、子どもたちとの関係を築くのが難しいのではと懸念している。その点、各校教職員のフォローをお願いしたい。また、ALTの方たちの能力が最大限発揮できるよう、環境づくりに努めていただきたい。

さらに、日本では休憩時間でも校外に出ないことを前提としているが、文化の異なる外国の方なので、何をしても自由だと考える傾向がある。休憩時間であっても教育現場である以上、一定の制約はあるということなど、配属当初に丁寧に説明して後々のトラブルに発展しないようにしておかなければならない。

(学校教育課長)

校内での行動については、他の会計年度任用職員同様に扱いたいと考えている。また、他の教職員との関係については、先述したとおり各ALTの日本語能力がポイントとなる。主に英語でやり取りするのであれば英語科教諭がいる中学校へ、日本語でのやり取りが可能であれば小学校へ配属して、コミュニケーションに支障がないように配慮したいと考える。

(教育長職務代理人)

阪南市の教育の特長として英語教育を掲げているところでもあり、ALTの存

在を活用して子どもたちの英語の力を伸ばせるよう、願っている。

(教育長)

いずれにせよ、外国の方は就労にあたっては、日本人以上に勤務条件に厳格である。契約行為をする際には英語に堪能な人が説明し、細部まで明らかにしておくことが重要である。先ほど出た休憩時間の考え方にしても、一般的にはどこかへ出かけても自由なはずだが、学校というのは特殊な所で、子どもたちがいるためにそこから離れられず、休憩時間も教室で取らざるを得ないという労働環境である。そういった状況を踏まえたうえで、ALTにだけ外出を許可するのか、他の教職員に合わせてもらうのか、特に休憩の取扱いなどのトラブルになりやすい事項について、契約時にしっかりと説明しておく必要がある。

この規則は日本語表記だが、英語版も作ってALTに示す必要があるのではないか。

(学校教育課)

通訳などの業務をしてもらうため、JETコーディネーターに委託している。

(教育長)

併せて、個人差が出るところではあるが、休み時間のALTと子どもとの接触についても事前に確認しておくべきだろう。

規則では2年度を超えない任用期間となっているが、その後任用期間を更新することはできるのか。

(学校教育課長)

特に支障がなければ更新することは可能である。

(教育長)

本来なら令和2年度当初に来日予定だったのが、1年半以上の延期となるにもかかわらず、誰も辞退することなく来日の意向を示していると聞いて嬉しく思う。その思いを受け止めて皆で心から歓迎し、ALTと触れ合うことで未就学児から中学生までの本市の子どもたちがわくわくしながら英語に親しむことができるよう、環境を整えていきたい。

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

(教育長)

議決事項第1号について、案のとおり議決されたものとする。

◆報告事項第1号「後援名義使用許可について」(教育総務課)

(教育長)

報告事項第1号「後援名義使用許可について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課長)

令和3年8月1日から8月31日までの間に教育委員会が後援し、名義の使用

を許可した4件について、報告する。

1件目は、一般財団法人カンボジア地雷撤去キャンペーンが主催する「2021年度書き損じハガキ回収プログラム」である。児童会や生徒会が中心となって呼びかけ、書き損じハガキや未使用のハガキ・切手・テレホンカード等を回収して主催団体に送ると、団体がそれらを換金して現地の地雷撤去団体に寄附するというもので、ハガキ3枚約100円で1平米の地雷原を撤去できるとのことである。

2件目は、「大阪府公立小学校算数教育研究会第41回大阪府公立小学校算数教育研究発表泉南大会」で、同実行委員会の主催により実施される。今回は新型コロナウイルス感染症拡大を受け、協力校に会しての大会実施を改め、令和3年10月27日前後に研究部の推進委員である教員がそれぞれ自校で研究授業を行って検証し、その結果を冊子にまとめて紙上発表するとのことである。

3件目は、はんなん音楽に親しむ会主催「トリオ・フォンターナ名曲コンサート」である。令和3年10月17日、サラダホール小ホールで一般の方を対象に、チェロ・ピアノ・バイオリンのトリオによるコンサートが開催される。

4件目は、阪南市陸上競技連盟主催「小学生マラソン大会」である。令和4年1月16日、桑畑総合グラウンドで阪南市と近隣市町の小学生によるマラソン大会が開催される。

以上の事業は、阪南市教育委員会の後援等に関する規則第2条各号のいずれにも該当するとは認められないことから、名義の使用を許可したものである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(教育長職務代理人)

1件目の事業は、場所が「学校及び周辺地域」となっているが、どのように回収するのか。また、先日他県の音楽イベントでクラスターが発生したとの報道があった。3件目の事業はサラダホール・小ホールで開催するとのことだが、改めて、新型コロナウイルス感染症対策を徹底していただきたい。

(教育総務課長)

1件目の事業は、市内各小中学校にチラシを1枚ずつ配布し、その結果、各校の判断でPTAに声をかけたり、掲示板に掲示するなどして地域の方へお知らせしたりするとのことだが、基本的には校内で回収することを想定している。3件目の事業は、小ホールの移動席での定員が最大200名のところ、感染症対策として観客を60名に限って開催するとのことである。また、後援名義の使用を許可するにあたっては、「新型コロナウイルス感染症予防対策を講じること」を付帯条件としている。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第2号「阪南市修学旅行中止に伴うキャンセル料補助金交付要綱の制定について」(教育総務課)

(教育長)

報告事項第2号「阪南市修学旅行中止に伴うキャンセル料補助金交付要綱の制定について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課長)

本市においては、文部科学省や大阪府教育委員会、他市町と同様、新型コロナウイルス感染症拡大の状況下にあっても、持続的に子どもたちの教育を受ける権利を保障していくため、学校園における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減したうえで学校園運営を継続すること、つまり、子どもたちの学びを保障し、学びを止めないことが基本であると認識している。

また、文部科学省が「修学旅行は学習指導要領に定める特別活動の中の学校行事に位置づけられ、子どもたちにとってかけがえのない貴重な思い出となる有意義な教育活動であるため、その教育的意義や児童生徒の心情等を考慮し、適切な感染防止策を十分講じたうえで、その実施について特段の配慮をお願いしたいと考えて」いること、「特に、令和2年度に実施予定であったものの実施できなかった学校においては、改めて実施に向けた御検討をお願いしたいと考えて」いること、さらに「当面の措置として一旦取り止める場合においても、中止ではなく延期扱いとしたり、感染状況を見極めながら、近距離での実施、旅行日程の変更や短縮など実施方法の適切な変更・工夫について検討したりするなどの配慮をお願いしたいと考えて」いること等を受け、本市教育委員会としても各校の実態に合わせ、実施の方向で調整しているところである。なお、昨年度とは異なり、近隣各市町において一律に中止したり、学校単位で中止したりという情報も入っていない。

以上を踏まえ、令和3年度に予定していた修学旅行を中止等した場合に発生する費用を補助し、保護者の経済的負担を軽減するための要綱を制定する。教育委員会から一斉に修学旅行の実施を中止した昨年度とは異なり、今回は延期の場合にも適用することとする。施行日は令和3年9月1日とし、令和4年3月31日をもって失効する。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、質問等はないか。

(辻委員)

修学旅行は中止しないとのことだが、緊急事態宣言の地域指定期間が何度も延長される中、他の学校行事はどうなっているか。

(学校教育課長)

修学旅行は、9月に実施を予定していたが10月以降に延期したという学校もある。また、ある学校は9月30日に実施予定だが、府立学校が緊急事態措置期

間中に泊や府県間の異動を伴う行事を実施する際の条件としている、参加する児童生徒や引率する教職員の事前のPCR検査を実施する予定である。運動会や体育祭は、祭礼中止に伴って日程変更する幼稚園が1園ある以外は、予定どおりの日程で実施することとしているが、臨海学校等の泊を伴う行事は数校が延期した。先ほど教育総務課長からもあったように、子どもたちにとって貴重な学習の機会である学校行事は、極力実施していきたいと考えている。

(教育長)

確認だが、どの学校園も教育委員を含めた来賓は招待しないのか。

(学校教育課)

感染拡大防止の観点から、招待しないこととしている。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第3号「阪南市生涯学習推進ワーキングチーム設置要綱の制定について」(生涯学習推進室)

(教育長)

報告事項第3号「阪南市生涯学習推進ワーキングチーム設置要綱の制定について」生涯学習推進室の報告を求める。

(生涯学習推進室長)

社会教育委員会議で生涯学習推進計画を検討する中で、今後の5年間の取組として掲げる「『市民がやりたいと思うこと』を生み出せる体制づくり」の実現に向け、社会教育施設の連携・協力体制の強化を図り、市民の活動促進、関係職員の資質向上をめざして、ワーキングチームを設置し、取り組むこととなった。このワーキングチームでは、生涯学習施策を推進するための連絡調整及び情報収集・発信や、事業の企画立案及びその実施に関することなどを、施設の枠を超えて行う予定である。具体的には、各部署や施設で把握している人材や市民活動団体の情報共有を始め、各施設で実施している各種養成講座等の人材育成事業の把握し、またその活用方法を研究し、施設の枠を超えた市民の交流や協働の機会を増やすことで、市民の新たな活動の場を生み出し、市民同士をつなぐコーディネーターとして活躍できる人材創出をめざすものである。チームは生涯学習推進室長、中央公民館長、図書館長から推薦された職員をもって組織することとし、すでに生涯学習推進室から3人、中央公民館から1人、図書館から1人の計5人で活動をスタートしている。今後は必要に応じて職員や市民、施設の指定管理者スタッフなどにも協力をいただき、幅広く取組を進める予定である。施行日は令和3年8月13日で、詳細は別紙のとおりである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(教育長職務代理人)

ワーキングチームを活かしていくため、阪南市の豊かな自然や農産物・海産物、産業、歴史、教育施設、文化芸術など、まずはその特徴を把握しておく必要がある。そして、若手の感度に学ぶ「リバーメンタリング」の手法を活用したり、大学と連携したりして、柔軟な発想で本市の魅力を全国に発信して行ってほしい。

ワーキングチームの設置を評価し、今後の活躍に期待する。

(教育長)

チームの設置自体はもちろんのこと、目的の一つに「関係職員の資質向上」があり、人材育成という視点があるのが良い。人の資質を伸ばす手法は、大きく分けて研修と、日々の業務の中で資質を伸ばすOJTの二つがある。ワーキングチームはまさに後者であるが、職員だけでは限界がある。先ほど教育長職務代理人からもご指摘いただいたように、様々な市民や各種団体、高校・大学、企業などから、テーマに沿ったゲストを迎え、連携することで学び、発展していく。

(生涯学習推進室長代理)

現在も各施設で様々な分野にわたって事業に取り組んでいるところだが、社会教育施設への指定管理者制度導入がさらに進めば、新たな発想による事業展開が期待できる。そのためにも、各施設を行政側からサポートする職員が今まで以上に施設や市民活動団体等と連携し、幅広い視点で、ある時は協働する、ある時は臨機応変に互いをバックアップするというシステムづくりと、職員のスキルアップとが必要だと実感している。そのため、職員の発想だけにとどまらず、ワーキングチームには指定管理者や様々な活動をしている団体や市民にも参加してもらい、施設や市民のニーズを把握することで、より充実した市民学習活動の場を展開していきたいと考える。

(教育長)

民間の方からもしっかりと学んでほしい。

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第4号「令和3年度第1回阪南市立文化センター協議会の議事について」(生涯学習推進室)

(教育長)

報告事項第4号「令和3年度第1回阪南市立文化センター協議会の議事について」生涯学習推進室の報告を求める。

(生涯学習推進室長)

令和3年8月5日に開催された令和3年度第1回阪南市立文化センター協議会について、報告する。

案件は、(1) 委員の委嘱について、(2) 協議会会長、会長代行の選出について、(3) 令和3年度文化センター事業について、(4) その他、であった。

詳細は添付資料のとおりである。

(教育長)

議事録中、A委員から、令和5年度の図書館への指定管理者制度導入により、文化センターと図書館が一つの事業者により一体的に運営されるようになるが、二つの協議会を集約することを検討しているのか、という質問がある。この点、理事者側ではどう考えているのか。

(生涯学習推進室長)

将来的に二つの協議会を集約して「サラダホール協議会」といった組織を設置する必要性は認識しているが、現時点では、教育委員会として明確な方向性は定めていない。まずは図書館協議会で議論を尽くして指定管理者制度をスムーズに導入し、その後に検討することとしたい。

(教育長)

当面はそのように進めていいと思うが、図書館への指定管理者制度導入後は両者の意見を交わすことで、一体化した施設の運営について、より良い議論できるのではないかと。理事者側で考え方を整理されたい。

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第5号「阪南市立図書館書誌情報作成業務委託に係る阪南市プロポーザル選定委員会要綱の制定について」(図書館)

(教育長)

報告事項第5号「阪南市立図書館書誌情報作成業務委託に係る阪南市プロポーザル選定委員会要綱の制定について」図書館の報告を求める。

(図書館長代理)

本要綱は、本市図書館で使用する書誌情報作成業者の業務撤退に伴い、新事業者の選定を行うにあたり、費用と効果を総合的に評価し、業務委託事業者を適正かつ公正に選定するため、制定した。

書誌情報とは、図書館が資料を管理するために利用している、タイトルや著者名、出版社、出版年等、その本を表す基本的な情報で、コンピュータ導入以前の昔の図書館では、そのような情報が記載された目録カードで管理していた。コンピュータ導入後、目録カードは姿を消し、Machine Readable Cataloging (機械可読目録) として、タグで管理された電子情報となっている。今後、選定委員会において、年間約10万冊発行される新刊の情報や、当館が分類記号を入力した情報の作成を委託する業者の選定を行う。施行日は令和3年9月3日で、詳細は別紙のとおりである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(教育長職務代理人)

図書館では、過去に教育委員会が発行した書籍や、小中学校の教員による教育研究会等が発行した様々な冊子を、できるだけ収集し電子化していただきたい。

(図書館長代理)

書誌情報作成業務委託とは、その本を表す基本的な情報を作成する業務を委託することであり、こういった資料を図書館が所蔵している、ということはデータ化できても、本を1頁ずつデータ化して提供することは、著作権法のこともあり、基本的にはできない。

ただ、図書館資料のデジタル化については、令和3年第7回定例会において阪南市電子書籍等利用契約業務委託に係るプロポーザル選定委員会要綱の制定について報告したところだが、電子図書館の開設によりPDF化した独自データを公開できる機能は備わる。なお、書籍等の内容をPDF化し、公開することは、著作権法で許される範囲内に限られ、郷土資料といえども全てできるわけではない。

(教育長職務代理人)

教育研究会が発行した冊子などは、各校には揃っていても、個人の手元にあれば散逸しやすい。自省を込めて、図書館には是非収集と保存に努めていただきたいと思う。

(図書館長代理)

図書館では以前、市役所職員に向けて呼びかけ、阪南町や南海町時代の町勢要覧などを寄贈してもらったことがある。今後も、積極的に受け入れていきたいと考える。

(教育長職務代理人)

よろしく願います。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第6号「令和3年度第1回阪南市立図書館協議会会議録について」(図書館)

(教育長)

報告事項第6号「令和3年度第1回阪南市立図書館協議会会議録について」図書館の報告を求める。

(図書館長)

令和3年8月3日に開催された令和3年度第1回阪南市立図書館協議会につ

いて、報告する。

案件は、(1) 令和2年度事業報告について、(2) 令和3年度事業について、(3) 指定管理者制度導入の取組について、(4) その他、であった。

今回の協議会でも、指定管理者制度導入について多くのご意見をいただいた。10月9日には市民説明会を予定しているが、それらのご意見を元に、より良い図書館サービスを提供できるよう、指定管理者制度の導入に向けて取り組みたいと考えている。

詳細については資料のとおりである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(八田委員)

先ほど設置要綱の制定について報告のあった生涯学習推進ワーキングチームは、添付の資料3『あしたの図書館』機能イメージ(案)中、「生涯学習センター的機能」になっていくのか。

(生涯学習推進室長)

要綱には明記していないが、「生涯学習センター的機能」をどのようなものにするかについても、生涯学習推進ワーキングチームで検討する予定である。

(八田委員)

現在の図書館は評価が高い。それでもあえて指定管理者制度を導入するからには、して良かったと市民に感じてもらわなければならないが、生涯学習推進ワーキングチームの設置を知って、これまで何度も目にしてきたこのイメージ図が少し色づき、未来が見えたように感じる。ワーキングチームができたことで、図書館だけでは考えつかなかったこともチームで実現できるということを市民の方にご理解いただき、指定管理者制度を受け入れていただければと思う。

(生涯学習推進室長)

10月9日に図書館への指定管理者制度導入についての市民説明会を開催するが、より良い図書館にするために、教育委員会事務局内に生涯学習センター的機能を持たせたいという導入することを、丁寧に説明したいと考えている。

(教育長)

図書館協議会では毎回時間をかけて内容の濃い議論をしていただいていることに感謝する。その中で、指定管理者制度導入についてはもちろんだが、中学生や高校生の図書館離れという課題にどう対処すべきか、ということについても数多くのご意見をいただいている。この問題は、SNSの普及に伴って急激に浮上してきたが、一方で、読書の時間があるかどうか、家庭蔵書がどれだけあるかは、学力と密接な相関関係があるということが、度々指摘されている。SNSの積極的な活用を、というご意見を参考にして、中高生の利用増につなげてほしい。

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆**その他案件①「教育委員会関連行事について」(各担当課)**

(教育長)

教育委員会に係る行事等について、その内容と主たる担当課を示している。
各課の報告を求める。

<学校教育課>

10月 2日 市制施行30周年記念事業
「子どもの権利とまちづくり」シンポジウム ほか

<生涯学習推進室>

10月16日 まちの歴史発見講座

<公民館>

10月17日 [東鳥取公民館] 縄文時代の阪南を知ろう

<図書館>

9月 2日 セルフ貸出機運用開始

9月14日 児童書のリサイクル

*18団体へ659冊譲渡

残りは、リサイクルブック“つながり”へ譲渡

9月23日・28日

認知症サポーター養成講座

10月 2日 市制施行30周年記念行事

「絵の本ひろば」

※いずれも9月17日現在の実績・予定

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等ないか。

(全員)

質問等なし。

◆**その他(教育長)**

(教育長)

その他、何かないか。

(生涯学習推進室長)

令和4年成人式の実施方法を決定し、チラシを作成したので、本日配付してい

る。

令和4年の成人式は、1月9日日曜日阪南市立文化センターにおいて、新型コロナウイルス感染症対策を徹底するため、令和3年成人式と同様に2回に分けて開催することを、市内中学校卒業生代表で構成する成人式運営委員会第1回会議で決定した。式典の開始時刻は、1回目は12時30分、2回目は14時30分とし、チラシに記載のとおり中学校区に分けて行い、第2部のアトラクションは令和3年同様簡素化して式典全体の時間の短縮を図る。さらに、マスク着用、検温、手指の消毒を始め、会場の人数制限の都合から保護者や来賓の方の入場はご遠慮いただく等、新型コロナウイルス感染症対策を行う。また、緊急事態宣言等の発出により公共施設が閉館となる等の場合には、成人式を中止又は延期する可能性があることを、運営委員会の会議で情報共有し、チラシにも明記した。

なお、別添チラシを10月1日から市ウェブサイトに掲載するとともに、広報はんなり11月号及び12月号に成人式に関する記事を掲載する予定である。

(教育長)

令和3年成人式は、出席率の低下など、新型コロナウイルス感染症拡大の影響はあったのか。

(生涯学習推進室)

令和2年成人式は対象者の78%が出席したのに対し、令和3年は75%で減少幅は小さく、出席を希望する新成人のほとんどに来ていただいたと認識している。

(教育長)

たとえ家族が出席できなくても、自身は出席したいと強く希望する新成人が多いことの証左だろう。

その他、何かないか。

(学校給食センター所長)

令和3年10月の献立表を配布している。

例年7月下旬に尾崎公民館の調理室を借りて親子料理講習会を開催していたが、今年度は感染症拡大を受けて昨年度に引き続き中止とし、給食の人気メニューであるトリニータ丼とマーボー豆腐の作り方の動画を撮影してウェブで公開した。表の表面中段にそのQRコードを記載し、容易にアクセスできるようにしている。是非ご覧いただきたい。

(教育長職務代理人)

先日の報道で、ブルーシーフードのことが紹介されていた。鯖やいわし、ホタテなど、天然の資源量が比較的豊富な海産物を優先的に消費することにより海の資源を守ろうという考え方で、SDGsの目標の一つ「海の豊かさを守ろう」の有効な方法の一つである。給食の献立も、そういった視点を持っていただきたいと考える。献立表によると、10月4日は語呂合わせで「いわしの日」ということで、いわしを使ったおかずが出されるようだ。

(給食センター所長)

最近は何々の日というのを食材のPRなどに利用しており、いわしもその一環である。肉のメニューと魚のメニューの残食を比較すると、残念ながら魚の方が多いが、PRの効果なのか、徐々に減りつつある。実際、給食の人気メニューに鯖の味噌煮がランクインしている学校もあるなど、少しずつ改善してきているのを実感している。今後も、ブルーシーフードや地元産の魚介類を意識してメニューに取り入れていきたい。

(教育長)

他に、何かないか。

(教育総務課長)

「阪南市行財政構造改革プラン改訂版（素案）」に係るパブリックコメントの実施結果及びプラン改訂版の策定について、報告する。

本日本配した資料の1枚目は、8月2日から31日までパブリックコメントを実施し、1名の方から2件の意見の提出があったため、その意見の要旨及び考え方について記したものの、2枚目は、8月6日から8月8日まで実施した市民説明会で参加者から出された意見に対する市の対応について記したものである。

パブリックコメント等の意見による素案の修正はなく、「行財政構造改革プラン改訂版」を9月9日付けで作成した。

(教育長)

他に、何かないか。

(鎌田委員)

前回の本会議でいじめ問題対策連絡協議会についての報告があり、SNSを介したいじめが増加しているとのことだった。

先日、学校が配布したタブレット端末のチャット機能に悪口を書き込まれたことを苦にした小学生6年生が自殺したという件が報道された。阪南市の学校から児童生徒に貸与しているタブレット端末でそういったことが起きる危険性はないか。また、子どもたちがSNSで起こしてしまうトラブルがどれぐらいあるのか、可能な範囲で報告願う。さらに、コロナ禍で児童生徒が登校を控えていたり、陽性者が判明して学級や学年が臨時休業になったりしても、タブレット端末があれば子どもたちの学習を止めることなく、授業が継続できるのか。

(学校教育課長)

本市が配布しているタブレット端末にはClassroomというアプリが入っており、それを使えば子どもたちがそれぞれの考えを記入するということが可能である。チャット機能の制限や、不要な際には子どもの発言禁止といった設定もできるが、そうすると使用にかなりの制限がかかることになってしまう。一方、教員には誰が書き込んだのか、すぐに削除されたとしても誰が削除したのかなども、わかるようになっている。本市でも、持ち帰っていたタブレット端末のクラスで共有するホワイトボード機能にオンラインゲームで発生したトラブルに対するいら立ちを、相手を中傷する言葉にして書き込んだという事案があったが、誰がしたのかはすぐに特定でき、本人への聞き取りや、相手方へのケア、双

方の保護者への連絡、と速やかに対応することができた。この件は当然いじめ事案として計上した。当該校では、端末の機能面の制限のほか、改めて子どもたちへの指導を行った。

次に、SNSを介したトラブルについてであるが、そういった側面からの集計は行っていないため、具体的な件数はわからないが、特に中学校で生起し、教育委員会に届く事案のほとんどで、SNSは直接・間接の如何を問わず何らかの形で絡んでいることを実感している。その対処として、携帯電話が普及し始めた当初から情報教育の一環として行ってきた情報モラル教育を、引き続き進めていきたいと考える。

家庭での学習は、Google Meetというオンライン会議サービスを活用し、教員と子どもたちがオンライン上で顔を見ながら行っている。ただ、オンライン端末を接続させることは、小学校高学年以上であれば自分でできても、低学年であれば操作自体がわからないといったこともあり、現在はまず校内でつなぐ練習をしている段階である。また、オンライン学習となると家庭で取り組む学習の内容が重要となるため、タブレットを活用した教材を提供できるように、各教員が工夫を凝らしているところである。当面はプリント等も併用しつつ、Google Meetで子どもたちの様子を見ながら、学習の保障を行うことになる。
(八田委員)

SNSを介したトラブルが増加している状況が心配だが、今後はICT機器を使ってコミュニケーションをとる機会が飛躍的に増えるであろうことを考えると、子どもの時からの情報モラル教育の充実が緊急課題である。どのようにされているのか。

(学校教育課長)

各校では、携帯電話が普及し始めた十数年前から、携帯電話通信事業者が出した教材なども活用しつつ、情報モラル教育に取り組んでいる。情報教育という情報情報の取扱いやパソコンの操作方法というイメージがあるが、情報教育においては、情報モラル教育が重要な意味を持つため、併せて進めてきたところであり、教科書採択の際にご覧いただいたように、道徳教材の中にも盛り込まれている。また、各校では保護者向け研修なども行ってきた。タブレット端末の導入に際しては、事前に情報担当指導主事が各校を回り、全ての教職員に対して情報モラル教育の充実についての研修を、個人のIDやパスワードなどの個人情報を守ること、他者に対する誹謗中傷を書き込まないことの2点を中心に行って、改めて子どもたちへの指導をお願いした。なお、子どもたちに対しては「私とタブレットの約束」というプリントを配布し、その中で書き込み等について触れている。報道された件は我々にとってもショッキングな事件であり、各校に対し、情報モラル教育を丁寧に進めていくことを指示したところである。

(教育長)

他に、何かないか。

(辻委員)

以前に一度、接続状況を確認するためにタブレット端末を家庭に持ち帰ったが、その後、持ち帰りについてはどうなっているか。また、持ち帰りには功罪両面があると思うが、それぞれ整理してもう一度説明願いたい。

(学校教育課長)

現在、インターネット環境のない家庭に対するWi-Fiモバイルルーターの貸出を順次行っているところであり、高学年がすでに持ち帰って実際にGoogle Meetに接続した学校もある。持ち帰りによる効果として、学校に登校しづらい子ども、やむを得ず欠席している子どもの様子を確認できるというのは大きい。一方で、これまでも一部はスマートフォン等を使って行っていたと思うが、持ち帰りによってさらに容易に学校の管理外でコミュニケーションを取ることができるようになったことの弊害が起きている。タブレット端末は家庭学習にも役立つツールであるのは確かだが、取扱いには情報モラル教育を繰り返し行うことが大前提であると考えます。

(教育長)

タブレット端末の持ち帰りは効果がある一方で、深刻な課題が急速に現れてきており、委員の皆様方からもご心配いただいている。八田委員のご指摘にもあったように、情報モラル教育の充実は急を要する。また、活用に熱心な学校とそうでない学校で格差が出ないかについても懸念している。まずは各校の実態を把握し、なかなか活用できていないと思われる学校に対しては、指導を行いたい。

また、情報モラル教育は、個人情報を守ることや誹謗中傷を書き込まないことが重要であるのはもちろんだが、SNSを使った犯罪に巻き込まれないということも、子どもたちに教えておかねばならない大切なことだ。SNSでは危うい情報もたくさんあり、知らない人に会いに行ってしまう、お金を騙し取られてしまう、といった被害にあうおそれがある。そういったことから自分を守るという視点も、情報教育では持つておかねばならない。先ほど学校教育課長の発言に、子どもたちのトラブルのほとんどにSNSが絡んでいるとあったが、そうなるタブレット端末だけではなく、総合的な情報モラル教育が必要となってくる。そのためには保護者の協力も不可欠である。以前はPTAでも熱心に子どもが携帯電話を使う際の注意点についての研修や、子どもたちが犯罪に巻き込まれないことをテーマにした講演会などを開催していたが、そういった活動がコロナ禍で活動が休止してしまっているため、保護者宛での啓発文を発出するなど、この状況下でも協力を得られるよう工夫する必要がある。

(教育長職務代理者)

情報教育を一つのカテゴリーとして、1時間目はこれ、2時間目にはこれ、と教科のように教育課程を組み、漏れのないよう、十分な時間をかけて指導されたい。

(学校教育課長)

各校においては、情報教育年間計画というものを作成し、端末の使い方等とともに情報モラル教育を車の両輪と位置づけ、進めている。ただ、実際に何時間、

何の時間を使って行っているのか、行っているのは情報教育担当者か、生徒指導担当者か、人権教育担当者なのか等については各校で異なるため、つぶさに調査し、その結果を活かして子どもたちが安全に学習できるような環境を整えたい。

(教育長)

まずは実態を掴み、課題を抽出して、対応してほしい。

他に、何かないか。

(八田委員)

新型コロナウイルス感染症拡大の状況が長引く中、教員の皆さんが疲弊しているのではないかと懸念している。学校を訪問した際に具合が悪くて保健室で寝ている方を見ることがあるが、これまでにはなかったことだ。子どもたちはもちろんだが、教員にも寄り添っていただきたいと思う。

また先日ある新聞で、三角座りが体に悪いという記事を見た。短時間なら問題はないが、長時間となると座骨を圧迫して内臓に刺激を与えたり腰痛の原因になってしまったりするとのことである。これまで当たり前に行ってきたことでも、気付いた時に見直すことは必要であると思う。是非検討してほしい。

(教育長)

三角座りについては、ある講演者の方から、きっちり座っている子が話を聴いているとは限らない、リラックスした姿勢の子の方が案外聴いているのだと聞いたことがある。そういう柔軟な視点も必要かと思う。

また教員の疲弊については私も感じているところである。長期にわたって毎日、何をするにも感染症対策をとり、子どもたちや自分の健康にも配慮せねばならないことのストレスは相当大きいはずだ。常に教員も疲弊しているという視点を持って学校園を応援したいと思う。

(教育長職務代理者)

新型コロナウイルス感染症対策の有効な手段の一つとしてワクチン接種があるが、阪南市の現在の接種率と、教職員の接種状況、今後本市は3回目接種に取り組むのか、おしえてほしい。

(教育総務課長)

本市の接種率は、9月15日現在、65歳以上の接種対象者18,180人に対し、1回目接種者は16,298人・89.6%、2回目接種者は15,728人・86.5%、全対象者49,070人に対しては、1回目接種者は35,141人・71.6%、2回目接種者28,878人・58.9%である。なお、教職員の接種率についての統計は取っていない。また、3回目接種については、国の方針によるので、本市独自で決めるものではないと考える。

(教育長職務代理者)

市として、接種を希望する方が遅滞なく受けられる体制づくりに努め、地域全体で集団免疫が獲得できることを願う。

(教育長)

他に、何かないか。

(辻委員)

去る9月2日に参加した、文部科学省主催令和3年度市町村教育委員会オンライン協議会について報告する。

基調講演の後、二つの分科会に参加したが、一つ目のテーマは「教育の情報化について」で、先ほども議題にあったタブレット端末の整備状況や活用方法について意見交換した。国においては9月1日にデジタル庁を設置したが、協議会では急激なデジタル化への懸念、アナログとの両立の必要性についての意見が出た。例えば、SNSでのやり取りは短文になってしまうが、鉛筆を持って漢字や文章を書くということをおざりにしてはならない、といったことである。また、各自治体職員は、端末や設備を整備したことで今後かかってくるランニングコストへの懸念があるとのことだった。二つ目の分科会は、「学校における働き方改革について」で、電話の音声自動応答装置の設置状況や、校務支援システム導入後の実状を聞いた。システムや制度を改善していくのも大事だが、教職員の心の面も働き方改革に応じて変えていただきたいというのが全国の教育委員の意見だった。最後に、コロナ禍における現場の教職員や教育委員会事務局の職員の働きに感謝するとともに、数年後はウィズコロナ・アフターコロナが新しいスタンダードになるであろうから、我々教育委員も一緒に新しい形で協力していきたいと総括し、終了した。

(教育長)

全国の教育委員の皆様の教職員や教育行政職員を応援しようというお気持ちに勇気が出た。ご報告感謝する。

次回の令和3年第10回定例教育委員会は、令和3年10月22日金曜日午後1時30分から阪南市役所全員協議会室で開催したいが、いかがか。

(全員)

異議なし。

(教育長)

令和3年第9回定例教育委員会を閉会する。

以上